

船舶事故調査報告書

平成25年5月23日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 火災 |
| 発生日時 | 平成24年6月5日 05時40分ごろ |
| 発生場所 | 長崎県対馬市戸ノ埼南東方沖 対馬市所在の尉殿埼灯台から真方位125° 3.2海里付近 （概位 北緯34° 36.8′ 東経129° 32.6′） |
| 事故調査の経過 | 平成24年10月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | 漁船 第一明真丸、16トン NS2-17298（漁船登録番号）、有限会社網代まき網 16.45m (Lr) × 3.78m × 1.58m、FRP ディーゼル機関、842kW、平成4年9月28日 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 60歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成17年7月28日 免許証交付日 平成22年5月19日 （平成27年7月28日まで有効） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 換気ファン、ソナー装置、機関室分電盤、安定器、機関室内の照明灯及び電気配線、機関室壁等が焼損 |
| 事故の経過 | 本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年6月5日05時35分ごろ戸ノ埼南東方沖の漁場を僚船と共に対馬市比田勝港に向けて帰航の途についた。 船長は、漁場発進前に機関室内を見回し、異常を認めなかった。 船長は、05時40分ごろ、戸ノ埼南東方沖を航行中、焦げた臭いがしたので機関を中立運転として操舵室を出たところ、機関室囲壁の船尾側に設けられた空気取入口から煙が出ていたので火災と判断し、操舵室に戻って主機を停止したのち、無線で僚船に救援を依頼して再度操舵室を出た。 船長は、機関室囲壁の頂部に設置された換気ファン内蔵の通風筒2個から炎と煙が出ているのを認め、バケツで海水をかけたところ、炎 |

| | |
|--|--|
| | <p>が消えた。</p> <p>船長は、火災状況を確認するため、機関室出入口引き戸のガラス窓から機関室内を見回したところ、噴射された自動消火器の粉末消火剤が室内の壁や機器に付着していたが、炎は認められず、鎮火したことを確認した。</p> <p>僚船は、05時55分ごろ本船に接舷し、えい航索を取って本船のえい航を開始したのち、07時30分ごろ比田勝港に入港した。</p> |
| 気象・海象 | <p>気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p> |
| その他の事項 | <p>24V電源の機関室分電盤には、換気ファンのブレーカー及び発停スイッチ、ビルジポンプのブレーカー、機関室照明灯のスナップスイッチ等が組み込まれていた。</p> <p>機関室内の焼損状況は、換気ファンの電気系統の焼損が最も激しく、換気ファンの発停スイッチが焼損して垂れ下がり、同スイッチと換気ファンとの間の電気配線は焼損して短絡痕が認められた。</p> <p>換気ファンと発停スイッチとの間の電気配線は、他の電気配線と共に束ねられて機関室の壁に取り付けられていた。</p> <p>換気ファンは、2台あり、本事故当時、2台共に運転され、また、機関室の出入口は、機関室囲壁の船尾側に設けられたガラス窓付き引き戸のみであり、本事故当時、閉められていた。</p> <p>本船は、建造から約20年経過していたが、電気機器及び電気配線の絶縁抵抗測定を実施しておらず、本事故発生まで電気配線を新替えたことがなかった。</p> <p>機関室には、自動消火器が左右の壁に各1本取り付けられていた。</p> |
| 分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析 | <p>不明</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、戸ノ埼南東方沖を航行中、換気ファンの発停スイッチと換気ファンとの間の電気配線が短絡したことから、同電気配線の絶縁被覆等に延焼したものと考えられる。</p> <p>換気ファンと発停スイッチとの間の電気配線は、建造後約20年間、絶縁抵抗測定が実施されていなかったことから、絶縁被覆が経年劣化し、短絡した可能性があると考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、本船が、戸ノ埼南東方沖を航行中、換気ファンの発停スイッチと換気ファンとの間の電気配線が短絡したため、同電気配線の絶縁被覆等に延焼したことにより発生したものと考えられる。</p> |
| 参考 | <p>本船は、本事故後、束ねられていた電気配線は、新しく導板を壁にビス止めし、その導板に束ねずに電気配線を布設した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>られる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 電気配線の摩耗及び亀裂の有無の確認を行うこと。・ 電気機器及び電気配線の絶縁抵抗測定を定期的に行うこと。 |
|--|---|